

## 千曲市発達障害児通級指導教室要綱の一部を改正する告示について

教育総務課

千曲市発達障害児通級指導教室要綱（平成25年千曲市教育委員会告示第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「通級による指導の対象とすることが適当な発達障害児（自閉症者、学習障害者、注意欠陥多動性障害者又はこれに準ずる者に該当する児童をいう。）を対象に、自立活動」を「発達障害者支援法（平成16年法律第167号）に基づき、発達障害児への自立活動」に改め、「発達障害児通級指導教室」の次に「（以下「通級指導教室」という。）」を加える。

第2条中「発達障害児通級指導教室」を「通級指導教室」に改め、同条の表中「

笑顔の教室	千曲市立戸倉小学校
-------	-----------

」を「

笑顔の教室	千曲市立戸倉小学校
学びの教室	千曲市立戸倉上山田中学校

」に改める。

第3条中「笑顔の教室」を「通級指導教室」に改める。

第4条の見出し中「児童」の次に「及び生徒」を加え、同条中「笑顔の教室」を「通級指導教室」に改め、「児童」の次に「及び生徒」を、「小学生」の次に「及び中学生」を加える。

第5条中「児童」の次に「又は生徒」を加える。

第6条第2項中「児童の笑顔の教室」を「通級指導教室」に改める。

様式を次のように改める。

様式第1号（第5条関係）
--------------

様式第2号（第5条関係）
--------------

## 附 則

この告示は、平成30年4月25日から施行し、この告示による改正後の千曲市発達障害児通級指導教室要綱の規定は、平成30年4月1日から適用する。

## 条例、規則等制定提案理由書

条例、規則等の名称	千曲市発達障害児通級指導教室要綱
制定区分 (該当字句を ○で囲む)	新 規 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正                      全部改正
制定する根拠 及びその内容 (法令、準則等 の名称)	
<p><u>提案理由</u></p> <p>戸倉上山田中学校に発達障害児通級指導教室を追加するため。</p>	

様式第1号（第5条関係）

## 通級指導届出書

年 月 日

（ 年 月 日）

千曲市教育委員会 経由

（宛先）

様

（在籍校）学校長

印

通級指導を必要とする児童又は生徒について、下記のとおり届け出ます。

児童又は 生徒名	氏名（フリガナ）  ( 年 組) 男・女	生年月日  年 月 日生	
保護者	氏名（フリガナ）	住所	電話
障害の種別			
障害の概要			
教育支援委員会の意見			

様式第2号（第5条関係）

## 通級指導終了届出書

年 月 日

（ 年 月 日）

千曲市教育委員会 経由

（宛先）

様

（在籍校）学校長

印

通級指導を終了する児童又は生徒について、下記のとおり届け出ます。

児童又は 生徒名	( 年 組) 男・女	終了期日 年 月 日
終了理由		

千曲市発達障害児通級指導教室要綱（平成25年千曲市教育委員会告示第8号）新旧対照表

現行	改正後（案）												
<p>（設置）</p> <p>第1条 <u>通級による指導の対象とすることが適当な発達障害児（自閉症者、学習障害者、注意欠陥多動性障害者又はこれに準ずる者に該当する児童をいう。）を対象に、自立活動の指導及び障害の状態に応じた各教科の補充指導及び教育相談のため、発達障害児通級指導教室_____を</u>設置する。</p> <p>（名称及び設置校）</p> <p>第2条 <u>発達障害児通級指導教室</u>の名称及び設置校（以下「通級指導校」という。）は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="235 813 1086 933"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>設置校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>笑顔の教室</td> <td>千曲市立戸倉小学校</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> </tbody> </table> <p>（業務）</p> <p>第3条 <u>笑顔の教室</u>は、教育職員により次の各号に掲げる個別指導を行うものとする。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>（対象児童_____）</p> <p>第4条 <u>笑顔の教室</u>への通級対象となる児童_____は、次の各号に掲げる者に該当し、かつ、一部特別な指導を必要とする程度のもので、千曲市及び近隣町村に住所を有する小学生_____とする。</p>	名称	設置校	笑顔の教室	千曲市立戸倉小学校	_____	_____	<p>（設置）</p> <p>第1条 <u>発達障害者支援法（平成16年法律第167号）に基づき、発達障害児への自立活動_____の指導及び障害の状態に応じた各教科の補充指導及び教育相談のため、発達障害児通級指導教室（以下「通級指導教室」という。）を</u>設置する。</p> <p>（名称及び設置校）</p> <p>第2条 <u>通級指導教室_____</u>の名称及び設置校（以下「通級指導校」という。）は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1131 813 1982 933"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>設置校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>笑顔の教室</td> <td>千曲市立戸倉小学校</td> </tr> <tr> <td>学びの教室</td> <td>千曲市立戸倉上山田中学校</td> </tr> </tbody> </table> <p>（業務）</p> <p>第3条 <u>通級指導教室</u>は、教育職員により次の各号に掲げる個別指導を行うものとする。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>（対象児童及び生徒）</p> <p>第4条 <u>通級指導教室</u>への通級対象となる児童<u>及び生徒</u>は、次の各号に掲げる者に該当し、かつ、一部特別な指導を必要とする程度のもので、千曲市及び近隣町村に住所を有する小学生<u>及び中学生</u>とする。</p>	名称	設置校	笑顔の教室	千曲市立戸倉小学校	学びの教室	千曲市立戸倉上山田中学校
名称	設置校												
笑顔の教室	千曲市立戸倉小学校												
_____	_____												
名称	設置校												
笑顔の教室	千曲市立戸倉小学校												
学びの教室	千曲市立戸倉上山田中学校												

(1)～(4) (略)

(通級の手続き)

第5条 通級指導を必要とする児童\_\_\_\_\_が在籍する学校（以下「在籍校」という。）の校長は、通級指導届出書（様式第1号）により千曲市教育委員会（以下「教育委員会」という。）を経由して通級指導校の校長に届け出るものとする。

2 在籍校の校長は、当該児童\_\_\_\_\_に係る指導内容等について、通級指導校の校長と協議するものとする。

3 在籍校の校長は、当該児童\_\_\_\_\_の通級指導を終了するときは、通級指導終了届出書（様式第2号）により教育委員会を経由して通級指導校の校長に届け出るものとする。

(送迎及び保険)

第6条 (略)

2 児童の笑顔の教室への通級途中及び指導中の事故等については、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）の対象とする。

(1)～(4) (略)

(通級の手続き)

第5条 通級指導を必要とする児童又は生徒が在籍する学校（以下「在籍校」という。）の校長は、通級指導届出書（様式第1号）により千曲市教育委員会（以下「教育委員会」という。）を経由して通級指導校の校長に届け出るものとする。

2 在籍校の校長は、当該児童又は生徒に係る指導内容等について、通級指導校の校長と協議するものとする。

3 在籍校の校長は、当該児童又は生徒の通級指導を終了するときは、通級指導終了届出書（様式第2号）により教育委員会を経由して通級指導校の校長に届け出るものとする。

(送迎及び保険)

第6条 (略)

2 通級指導教室への通級途中及び指導中の事故等については、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）の対象とする。